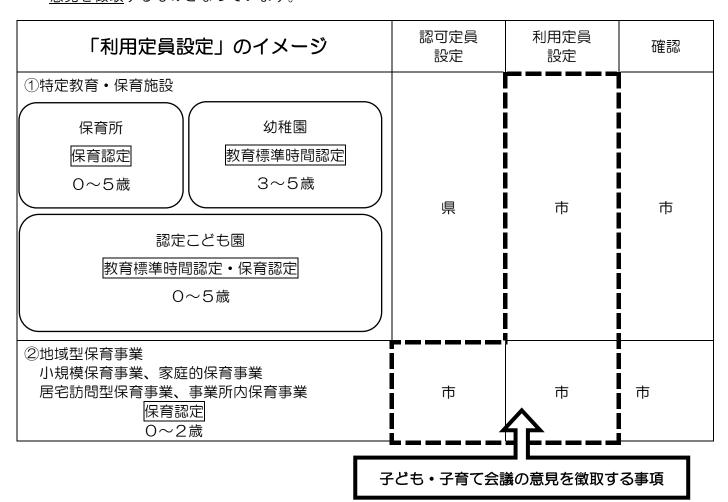
子ども・子育て支援法による給付施設の「利用定員設定」について

- 1. 給付施設の「利用定員設定」について【概要】
 - 子ども・子育て支援新制度では、運営費等の各施設への給付(国・県・市からの財政支援)は、
 - ↑① 特定教育・保育施設〔保育所、幼稚園、認定こども園〕への施設型給付
 - |② 地域型保育事業者〔小規模保育事業者、家庭的保育事業者等〕への地域型保育給付

に分かれますが、①②ともに、施設ごとに、認可定員の範囲内で市が利用定員を設定したうえで、運営基準等を満たしていることを確認し、支払いを行います。

子ども・子育て支援法の定めにより、この「利用定員設定」にあたり、子ども・子育て会議の 意見を徴取するものとなっています。



(参考) 認可定員と利用定員の違い

認可定員	教育・保育施設の設置にあたり認可された定員
利用定員	子ども・子育て支援法に基づく、給付費算定の基礎となる定員(認定区分(1~3号 認定)ごとに定めます。)

2. 利用定員設定対象施設

(1) さくらがおかこども園の1歳児保育の開始について(令和2年9月~)

①利用定員の設定について

+ / =□ <i>A</i> 7	所在地	認可	可定員	利用定員		
施設名		現行	R2. 9∼	現行	R2. 9∼	
さくらがおかこども園	桜ケ丘	225人	224人	225人	224人	

施設名称		さくらがおかこども園			
類型		幼保連携型認定こども園			
利用定員		224人			
	1号認定 (教育)	99人			
	2号認定 (保育3~5歳)	99人			
	3号認定 (保育0~2歳)	0歳	0人		
		1歳	5人(+5人)		
		2歳	21人(△6人)		
施設整備		なし			

②「利用定員」と子ども・子育て支援事業計画における「確保方策」との比較

年齡	令和2年4月					令和2年9月			
	利用定員 実績 (A)	確保方策 (B)	A — B	申込数 (7月)	利用定員 の増減	利用定員 見込 (A)	確保方策 (B)	A — B	
0 歳	376 人	372 人	4 人	262 人	0人	376 人	372 人	4 人	
1 歳	624 人	614 人	10 人	680 人	5人	629 人	614 人	15 人	
2 歳	771 人	769 人	2 人	735 人	△ 6 人	765 人	769 人	△ 4 人	
合計	1, 771 人	1, 755 人	16 人	1, 677 人	△1人	1, 770 人	1, 755 人	15 人	